

関する記事がいくつか見られる。

1691年6月5日の記事では、牧野村上に下野国出身の「かつたい」が倒れていたのを村の薬師堂にて養生させ、2日後に銭百文を渡し、上方へ旅立たせている。しかし他の村で再び病状が悪化し、そこでも養生して木曾へ立った。

同年9月には、備後国の「道心者」が木曾路から入って行き倒れになる。「ありき」と呼ばれる「番非人」がみつけ、「町や」へ連れていこうとしたが、彼は「らい病者のことに候あいだ、この所に置きたもうべく候。明日は早天に罷り立ち、善光寺へ念仏詣つかまつる」と語る。しかし町の年寄の判断で「町や」に入れ、松本の代官所へ報告する。その後死亡したので再び松本に報告し、夜に町の寺に葬った。この事件は江戸にまで報告された。

1693年6月には、「癩」を病む「道心者」二人が小野村の辻堂の垣を破ってはいりこむという事件が起きた。ひとり足は腫らして立つこともできない。生国は尾張名古屋だという。代官に報告すると足がよくなるまで面倒をみるようにとの返答があった。ひとは病が重くなり死亡したので、再び松本へ連絡すると、念入りに土葬にするよう申し渡された。夜中に僧侶の立合のもと土葬にし、もうひとりの浄久には銭百文を渡す。浄久は草津へと旅立った。これらの入費は「公儀」へ書き上げた。

上記の3件の事例からうかがうことのできるのは、村のお堂や道端などで休みながら、ほとんど無一文の乞食同然の旅を続ける「癩」病人の姿である。しかしここに見るように、17世紀末の町や村では、旅の病人を介護して隣村へ引き継ぐ、病人の村送りシステムを維持していた。それは將軍綱吉の生類憐れみ政策の一環として、いわば行政的に上から制度化されたシステムであった。

1688年、道中奉行によって東海道諸宿に触れられた「生類あはれみの儀」は、単に病牛馬といった動物への保護を求めただけでなく、旅の病人に対する保護規定も含む。旅の病人を医者をつけて養生させ、場合によっては出立の際にいくばくかの旅費も与え、目的地もしくは故郷に至るまで、村から村へと送りついでいくのである。死亡した場合の届け出も厳重に義務づけられていた。この間、村が立て替えた経費は全て藩や代官所に書き上げて、後から精算される。塩尻の場合もこの制度が運用されているのがよくわかる。

人々に嫌悪されていたといわれる「癩」病人も、行政上は一般的な病人のひとりとして扱われ、大庄屋と代官手代によって手続き上不備のないよう処理されている。政治的に保障された病人救済のあり方は、寺院による宗教的救済に依存していた中世社会と比較するとき、近世社会が達成したひとつの大きな成果であったといっていよう。

「癩」患者の行き倒れに関する同様の史料は、近江国上月村でも確認できる。以下は1808年の村役人の報告書である。

当村字天神坂地蔵の元に、勢州一志郡川北村石松と申もの、去る一九日西方より罷越、臥居候所、昨廿二日昼頃より俄に病氣差重り、落命仕候に付、御注進申上候処、□御見分御出役被成、死骸御見改之上、私共一同被召出、始末有躰申上候様御吟味に御座候此段右石松義、去る十九日村内天神坂地蔵の元に臥居候所、村人見付相知せ候に付、早速私共罷越、様子相尋候処、